

生活支援サービス契約書

医療法人社団武蔵野会（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的であるサービス付き高齢者向け住宅「c a r n a 五反田」（以下「本建物」という）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うものとする。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載する。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月10日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けるものとする。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存する。
- 3 乙は、第2項の諸記録を閲覧できるものとする。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応、フロントサービス、健康管理サービス）の料金は、月額金44,000円（税込）とし、月の途中での入退去により1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算した額とする。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができる。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して翌月

分を毎月20日までに乙に請求し、乙は、毎月28日までに甲へ口座自動振替の方法で支払うものとする。

- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して前月分を毎月20日までに乙に請求し、乙は、毎月28日までに甲へ口座自動振替の方法で支払うものとする。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本建物の賃貸借契約期間と同様とする。また、次の各号のいずれかに該当する場合も本契約は終了する。

- 一 乙が死亡したとき
- 二 建物賃貸借契約が終了したとき

第8条（契約の解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合には、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合に、甲は次の手続きを行うものとする。
 - ①一定の観察期間をおくこと
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することができる。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができる。

第10条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅延なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての額等に関する情報を提供しなければならない。

第11条（身元引受人）

乙は、甲に対し、契約時に身元引受人（以下「丁」という。）を立てなければならない。但し、甲と乙が別途の定めをすることを妨げない。

- 2 丁は契約終了時の乙の身柄を引き取ることとする。
- 3 丁は乙の治療、入院に関する手配の協力に応じるものとする。
- 4 丁は乙の治療に関して、医療機関から医療的同意を求められ乙がその意思を示すことが出来ない場合、乙に代りその対応及び手続きを行うものとする。
- 5 丁がその義務を履行できなくなった場合、新たな身元引受人を速やかに確定し甲に通知するものとする。
- 6 乙が死亡した場合、丁は、医療機関等から乙の遺体を本物件に戻すことはできない。

第12条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないものとする。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、事前にその使用目的を説明し、乙の同意を得るものとする。ただし、緊急に必要な場合に限り、医療機関等に乙の身体等の情報を提供できるものとする。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施工条例（令和4年東京都条例130号）を遵守する。

第13条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講ずる。

第14条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。

第15条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

第16条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとする。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定める。

第18条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲（登録事業者）

<住所> 埼玉県新座市東北1丁目7番地2号

<氏名> 医療法人社団武蔵野会

理事長 中村 毅

印

乙（契約者）

<住所>

<氏名>

印

丙（連帯保証人）

<住所>

<氏名>

印

<極度額>基本サービス料金の12ヵ月分

丁（身元引受人）

<住所>

<氏名>

印

※連帯保証人・身元引受人が変更になる場合は連絡ください